

**焼津市・藤枝市・島田市・
吉田町・大井上水道企業団
合同指定給水装置工事事業者研修会**

日時：令和6年1月26日(金)
会場：吉田町学習ホール

1. 開会

各事業体課長 紹介

代表 吉田町上下水道課長あいさつ

2. 指定給水装置工事事業者の更新制度について

3. 給水システム協会技術講習会

4. その他

5. 閉会

指定給水装置工事事業者の皆さんへ

～指定給水装置工事事業者制度の更新制度について～

目次

1. 指定給水装置工事事業者制度の概要
2. 水道法の改正（指定の更新制導入）
3. 更新スケジュール
4. 更新手続き

1．指定給水装置工事事業者制度の概要

指定給水装置工事事業者制度

水道法の指定基準に基づいた事業者を指定し、適正な工事の施行確保を目的として定めた制度。

目的

水道法に定める指定基準のもとで各事業体が給水装置工事事業者を指定し、主任技術者による適正な給水装置工事の施行の確保を図る。

指定給水装置工事事業者制度〈平成8年 法改正の経緯〉

従来の指定制度(平成8年以前)

- 新築住宅等に給水管を引こうとする場合、水道事業者の所有する配水管に孔(あな)をあける工事が必要。
- 給水装置(蛇口やトイレなどの水道用品)の不適正な工事は、漏水事故を引き起こすばかりではなく、水質の異常など利用者の健康に直結する事態を招きかねない。

各水道事業者は条例等に基づき給水装置工事の施工業者をそれぞれ指定

指定要件が水道事業者によってまちまち(独自基準)

- ・市町村の条例等に基づく技術者の資格試験や講習会等の実施
- ・給水区域内に事務所を有することなど

指定要件に関する規制緩和の要請

(行政改革委員会意見等)

- ☆全国レベルの新たな資格制度
- ☆参入制限とならない
- ☆客観的かつ合理的
- ☆全国一律

現行の制度、水道法改正(平成8年)

【指定給水装置工事事業者制度】

- ・各水道事業者は給水装置工事を施行する者を指定できる(水道法第16条の2)
- ・指定要件の全国統一化・明確化(水道法第25条の3)
⇒指定要件(3項目):給水装置工事主任技術者の選任、工具の保有、欠格条項
- ・給水装置工事主任技術者は技術上の管理を担う者として国家資格化(水道法第25条の4)

指定給水装置工事事業者制度に関する検討会で示された基本的な方向性

○指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入について

- ・指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)の指定に一定の有効期間を設け、一定期間で更新しなければ失効するものとすべき。
- ・水道事業者は、更新時に水道法に規定する指定の基準(選任する主任技術者、工具類の保有、欠格条項)について確認する。
- ・更新の申請に併せて、配管技能者の従事状況、主任技術者等の研修機会の確保状況等の事業の運営の基準に規定される事項を確認するとともに配管技能者の資格、指定工事事業者の講習会受講状況、修繕対応の可否等について確認することも考えられる。

現 状

- ・従来は各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に水道法を改正し、法に基づく全国一律の指定基準による現行制度が創設。
 - ・現行制度により、広く門戸が開かれ、工事事業者の指定数は増加。(H9:2万5千者⇒H25:22万8千者、約9倍に増加)
 - ・現行制度は新規の指定のみであり、廃止、休止等の状況が反映されづらく、また水道事業者は指定工事事業者の実態把握や指導等が困難な状況でトラブルも発生。
(所在不明な指定工事事業者:約3千者、違反行為件数:1,740件/年(うち、無届工事が839件)、苦情件数:4,864件/年(H25末厚生労働省アンケート調査より))
- ⇒ 指定工事事業者として給水装置工事を適正に行うための資質が継続して保持されるとともに、実体との乖離を防止する仕組みが必要。

主な論点

- 指定に一定の有効期間(更新サイクル)を設けるべきではないか。
- 以下のような事項については、水道事業者が指定の更新時に併せて確認することが可能ではないか。

事業運営の基準(施行規則第36条)に関するもの

- ・技能を有する者の従事
- ・主任技術者等への研修機会確保等

通知、その他によるもの

- ・指定工事事業者への講習会
- ・技能を有する者の資格
- ・修繕対応の可否等

①不明工事事業者の存在

- 各水道事業者が公表している指定工事事業者リストに連絡がとれない指定工事事業者が掲載されている。
(一部水道事業者が確認しているだけで約3千の不明工事事業者が存在)
- 不明工事事業者は、水道事業者からの指導監督や情報提供が行えないため資質の低下が懸念。
- 連絡がとれないなどといった水道利用者からの苦情の原因。

②違反行為(図1参照)

- 無届工事や構造材質基準不適合などの違反行為は、水道事業者が把握しているだけでも1,740件発生。
- 直接水質事故につながりかねないクロスコネクションのほかに、虚偽報告等の悪質な違反行為も発生。

③苦情(図2参照)

- 水道利用者からの苦情件数は4,864件に上る。苦情の内訳は「連絡不通」、「対応が遅い、悪い」、「費用が高額」が多く、修繕の施行不良など技術力の不足による苦情もある。
- 国民生活センター、消費生活センター等に寄せられた水道工事や水道等の修理サービスに関する消費生活相談は約1,000(件/年)であり、横這い傾向で減っていない。

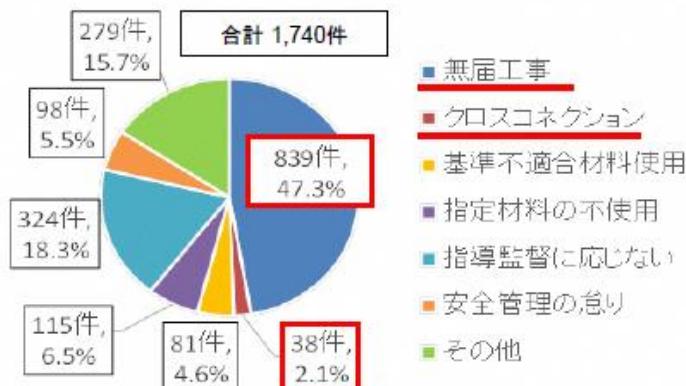


図1 違反行為の内訳※複数回答分を含む

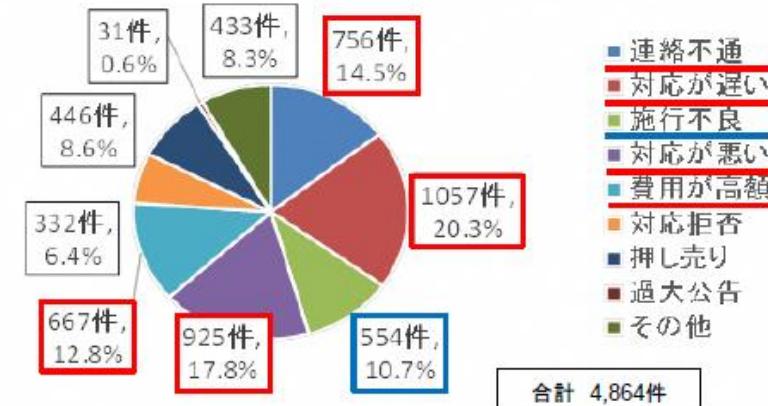


図2 苦情の内訳※複数回答分を含む

出典：厚生労働省

主な論点と対応案

○指定に一定の有効期間(更新サイクル)を設けるべきではないか。

- 
- ・指定に有効期間を設け、更新制とすることとし、水道法に規定する指定の基準(選任する主任技術者、工具類の保有、欠格条項)について確認することとしてはどうか。
 - ・指定の有効期間を5年としてはどうか。
 - ・実体との乖離の防止、指定工事事業者・水道事業者に与える負担の程度の両面を考慮。

例)電気工事業 5年(期間は短い方が望ましいが、業界の実態、業者に与える負担の程度を考慮)

建設業 5年(登録等の規制が国民負担の軽減、行政事務の簡素・合理化の観点から延長される方向にあり、更新の申請数が膨大で本来必要とされる業者に対する指導・監督が手薄になっているとの指摘があったこと等から、平成6年に3年→5年に延長)

下水道の排水設備工事業 条例により有効期間が定められており、5年とするものが多い。

○以下のような事項については、水道事業者が指定の更新時に併せて確認することが可能ではないか。

<例>

- 
- ・水道事業者や日本水道協会が実施している指定工事事業者の講習会への参加実績、主任技術者等への研修機会の確保の状況
 - ・有効期間内における講習会参加実績、主任技術者等への研修機会の確保状況等
 - ・過去に施工した工事に従事した技能を有する者(配管技能者)の資格等
 - ・配管技能者の氏名、資格、雇用関係、工事件数等
 - ・指定工事事業者の業務内容
 - ・休業日、対応可能時間、修繕対応の可否、工事種別(新設・改造)等

2. 水道法の改正（指定の更新制導入）

更新制の導入

5年ごとに指定の更新が必要となり、指定を受けている事業体ごとに申請が必要です。

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になりました。

※事業体ごとに手続きが必要

現状・課題

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。
H9：2万5千者 → H27：23万1千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
 - ・所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千6百者
 - ・違反工事件数：1,718件（H27）
 - ・苦情件数：4,077件（H27）

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置（蛇口、トイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

改正案

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）を導入する。
- ※ 従来の指定の要件を変更するものではない。
(参考) 指定の基準
 - ・事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
 - ・切断用器具等の機械器具を有する者であること 等
- ※ 既存指定工事事業者の最初の更新時期を分散させ、事務の平準化を図ることを予定。
 - ・平成26年度以降に指定 ⇒ 施行後5年は指定が有効
 - ・平成25年度以前に指定 ⇒ 指定を受けている期間の長さに応じて段階的に5年を超えない有効期間を政令に規定

指定の有効期間

最初に指定を受けた日によって事業者様ごと有効期間が異なります。

区分	指定を受けた日	初回更新までの有効期間
①	平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年更新済
②	平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年更新済
③	平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年更新済
④	平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年更新済
⑤	平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている事業者の皆さまは、最初に指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

更新手続き ×



指定の資格が失効

改正の趣旨

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができるこことする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

↓ 令和元年10月1日

公布の日（平成30年12月12日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。）

3. 更新スケジュール

更新スケジュール

講習会を1月に開催、申請集中受付を7月、新しい指定証の交付を9月初旬に行う予定です。

時 期	更新事務
令和5年11月～12月	翌年の講習会開催の通知
令和6年1月下旬	講習会の開催
7月中	申請期間（書類提出、手数料納付）
8月中	審査期間
9月初旬	指定証の交付

11月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
講習会開催通知	講習会開催						申請集中受付	審査期間	指定証の交付			



有効期限 9月29日

4. 更新手続き

指定の要件

指定の要件については、更新制導入後も変更はありません。

- 指定更新の要件は
水道法第25条の2（指定の申請）に準拠
- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※ 法令第25条の3及び省令第20条に準拠

更新手続きに必要な書類

申請書類についても、新規と更新は同じものになります。

必要なもの（新規指定申請時と同じ）

項目	
指定給水装置工事事業者指定申請書	様式 1
欠格要件に該当しないことの誓約書	様式 2
機械器具調書（写真添付）	様式 3
定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）	
給水装置工事主任技術者選任届及び免状番号を確認できるもの	様式 4

更新に係る事務手続の手数料が必要です。それぞれの事業体にご確認ください。

指定更新時確認項目

指定の更新申請時に4つの項目について確認を行います。

●指定更新申請時に次の確認を行います<参考>

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- ①提出先の事業体が含まれている合同講習会の受講実績
- ②業務内容（休業日、営業時間、漏水修繕対応の可否）
→ホームページへの掲載に関する項目となります
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
例：外部機関による外部研修（eラーニング）、自社内研修
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

指定更新時確認項目

新規申請者の方にも以下の書類を提出していただきます。

指定更新時に確認する項目についての提出書類 (給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について)

項目	様式
指定給水装置工事事業者講習会受講実績	別紙 1
業務内容（営業時間、漏水修繕対応可否など）	
給水装置工事主任技術者等の研修受講状況	別紙 2
配管技能者の従事状況	別紙 3

お客様へのご案内のために、業務内容はホームページ等への掲載を予定しています。

**更新書類の提出や更新手数料についてご不明な点は
それぞれの事業体にお問合せください。**

◆**更新申請についてのお問い合わせは**

- ・ 焼津市上下水道部水道工務課給水担当 : 054-624-0111
- ・ 藤枝市環境水道部上水道課給水係 : 054-646-4112
- ・ 島田市都市基盤部水道課 : 0547-35-2107
- ・ 吉田町上下水道課水道工務部門 : 0548-33-2128
- ・ 大井上水道企業団工務係 : 0547-46-4130

ご清聴ありがとうございました。